

郵便
報知新聞
第五百廿五号

新海の獄、啓助由蔵と云ふ西僧乃慈
漢あり共小破穿せんと約束、さるる
由蔵の懲後、あつた六十日、出牢せし
或夜風雨小来し、紛らふ長き棒の
先小鋸と出刃庖丁と結付之、便
あり、堀と衆之獄小近き格子の内、一件の
品と差入声を潜し、我等の寺町通真
宗寺の様の下、小忍び居れ、速に此日
來りて尋らんと云て去り、然るに此日
啓助の様子、惟と目と付、別人と入
替あはるる、めを早速奸謀發覺て其
夜一個を罪人体、仕立彼処、遣一偽
由蔵と釣出し、忽ち繩をけり、さるる惡
物巧ま計ると、密に獄吏を計ら
たり

松林伯圓記



全編

大権
元田彫長

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44